

財務諸表に対する注記（特別会計）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
 - ・ 満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの一会計年度末における市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形及び無形減価償却資産一定額法
 - ・ 長期前払費用一定額法
 - ・ リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により計上しています。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により計上しています。
- (3) 引当金の計上基準
 - 該当なし
- (4) 消費税の会計処理
 - ・ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

○ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

○ 該当なし

4. 会計単位が作成する財務諸表等と経理区分

会計単位の作成する財務諸表は以下のとおりである。

- (1) 特別会計
- (2) 会計単位事業活動明細書
 - ア 地域包括支援センター事業経理区分
- (3) 会計単位資金収支明細書（会計基準3）は省略。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。なお、建物の当期減少額は減価償却額である。

○ 該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

○ 該当なし

7. 担保に供している資産

○ 該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下の通りである。

○ 該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下の通りである。

○ 該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下の通りである。

○ 該当なし

11. 重要な後発事象

○ 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

○ 該当なし